



熊本県公報

第13375号
令和6年(2024年)
10月18日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始	(道路保全課)	2
○道路の供用開始	(〃)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障がい者支援課)	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更	(障がい者支援課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更	(〃)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新	(〃)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定	(〃)	4
○身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定	(〃)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退	(〃)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更	(〃)	5
○身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定	(〃)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新	(〃)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定	(〃)	6
○令和6年度(2024年度)予算の要領	(財政課)	24
○生活保護法における介護機関の指定	(社会福祉課)	24
○生活保護法における指定介護機関の廃止	(〃)	25
○生活保護法における指定介護機関の変更	(〃)	26

公 告

○熊本都市計画地区計画(益城インター北産業団地地区計画)の決定(益城町決定)	(都市計画課)	28
○熊本都市計画地区計画の決定(嘉島町決定)の縦覧	(〃)	28
○土地改良区の役員を選任等	(農村計画課)	29
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	29
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	29
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	29
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課)	29
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	30

登 載 依 頼

○運転免許用マイナンバーカードAP搭載端末等の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等	(警察本部運転免許課)	30
○運転免許用マイナンバーカードAP搭載端末等の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(〃)	31
○熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部		

会の開催.....	(社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会)	35
○令和6年度(2024年度)第3回熊本県行政文書等管理委員会		
の開催.....	(行政文書等管理委員会)	35

告 示

熊本県告示第846号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年(2024年)10月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年(2024年)10月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	坂瀬川御領線	天草市五和町城河原三丁目字上野原 43番2地先から 同所 50番6地先まで	80.0	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)10月18日

熊本県告示第847号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年(2024年)10月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年(2024年)10月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町中津道字中道 923番4地先から 同所 931番3地先まで	52.4	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)10月21日

熊本県告示第848号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年(2024年)10月18日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
就労継続支援B型 ルース 宇城市松橋町松橋1793	株式会社パレット 宇城市三角町郡浦585 寺尾 拓朗	就労継続支援B型	令和6年(2024年)9月13日

熊本県告示第849号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）10月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町西部は字笹尾 135番地先から 同所 74番地先まで	前	9.2 ～ 23.0	171.6	災害防除
			後	11.4 ～ 29.9	171.6	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）10月18日

熊本県告示第850号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
所在地の変更	めーぷる薬局 上益城郡益城町惣領1 308-9	めーぷる薬局 上益城郡益城町惣領151 7-6	令和6年（2024年）3月25日

熊本県告示第851号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
医療機関名の変更	医療法人清藍会 たかみや医院 人吉市西間上町2563 番地7	医療法人社団仁誠会 仁誠会クリニック人吉 人吉市西間上町2563 番地7	令和6年（2024年）5月1日

熊本県告示第852号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療	指定更新年月日
きりん薬局 西間店 人吉市西間上町字今宮2582番地	調剤	令和6年（2024年）6月1日
やまと薬局 玉名市中1836番地6	調剤	令和6年（2024年）6月1日
山鹿新町薬局 山鹿市新町805番地3	調剤	令和6年（2024年）6月1日
ミノリ調剤薬局	調剤	令和6年（2024年）

宇城市小川町新田出字二番地274		6月1日
有限会社カワグチ薬局御船店 上益城郡御船町木倉1184番地6	調剤	令和6年(2024年) 6月1日
さつき薬局御船店 上益城郡御船町御船935番地1	調剤	令和6年(2024年) 6月1日
清風薬局サンロード湯前店 球磨郡湯前町2214	調剤	令和6年(2024年) 6月1日
有限会社アイ調剤薬局大谷店 荒尾市荒尾4544番地52	調剤	令和6年(2024年) 6月1日
有限会社カワグチ薬局 宇土市松山町4397番地3	調剤	令和6年(2024年) 6月1日

熊本県告示第853号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の 名称及び所在地	担当する医療 の種類	指定年月日
やまと薬局 光の森店 合志市幾久富1909-1387	調剤	令和6年(2024年)6月1日
在宅看護センター上益城たのも訪問看護 上益城郡御船町滝川1177メゾン滝川 A-3	訪問看護ステー ション	令和6年(2024年)6月1日

熊本県告示第854号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
呼吸器内科	藤田 良佑	医療法人社団博慈会浜田呼吸器科 内科クリニック 八代市大村町1113-5	令和6年(2024年) 5月31日
内科	江崎 武	医療法人春水会山鹿中央病院 山鹿市山鹿1000番地	令和6年(2024年) 5月31日
眼科	中村 健一	中村眼科 山鹿市山鹿992-8	令和6年(2024年) 5月31日
呼吸器内科	鶴崎 聡俊	社会医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡菊陽町原水2921番地	令和6年(2024年) 5月31日
耳鼻咽喉科	前原 宏基	松橋耳鼻咽喉科・内科クリニック 宇城市松橋町きらら二丁目2-15	令和6年(2024年) 5月31日
呼吸器内科	高木 僚	荒尾市立有明医療センター 荒尾市荒尾2600	令和6年(2024年) 5月31日
リハビリテーション科	高島 諒	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760	令和6年(2024年) 5月31日
循環器内科	上村 智明	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	令和6年(2024年) 5月31日

泌尿器科	三浦 太郎	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目2番1号	令和6年（2024年） 5月31日
整形外科	唐田 宗一郎	独立行政法人国立病院機構熊本再 春医療センター 合志市須屋2659番地	令和6年（2024年） 5月31日

熊本県告示第855号
次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
ニチイケアセンターにしき訪問看護ステーション 球磨郡錦町大字一武1641番地	訪問看護	令和6年（2024年）7月31日

熊本県告示第856号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
薬局の所在地の変更	福永調剤薬局 宇土市本町6丁目8	ココカラファイン薬局 宇土本町店 宇土市築籠町139-5	令和6年（2024年）6月1日

熊本県告示第857号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
リハビリテーション科	山田 祐歌	医療法人社団同心会人吉リハビリテーション病院 人吉市下新町359	令和6年（2024年） 8月1日
内科	平島 義彰	上天草市立上天草総合病院 上天草市龍ヶ岳町高戸1419-19	令和6年（2024年） 8月1日
内科	齊藤 宏和	嘉島さいとう内科クリニック 上益城郡嘉島町上島2299-1	令和6年（2024年） 8月1日
循環器科	末田 大輔	球磨郡公立多良木病院 球磨郡多良木町多良木4210	令和6年（2024年） 8月1日
呼吸器科	出口 秀治	いでアレルギー・呼吸器クリニック 八代市松江町485-1	令和6年（2024年） 8月1日
呼吸器内科	中山 剛	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院	令和6年（2024年） 8月1日

		八代市竹原町1670番地	
外科	吉川 弘太	荒尾市立有明医療センター 荒尾市荒尾2600番地	令和6年(2024年) 8月1日
内科	伊藤 寿樹	医療法人社団平成会平成病院 八代市大村町720-1	令和6年(2024年) 8月1日

熊本県告示第858号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療	指定更新年月日
そうごう薬局有明長洲店 玉名郡長洲町宮野2775番地1	調剤	令和6年(2024年) 8月1日
くるみ薬局 球磨郡あさぎり町上北181	調剤	令和6年(2024年) 8月1日
しょうぶ薬局 玉名市岩崎658-1	調剤	令和6年(2024年) 8月1日
栄町薬局 菊池市隈府780-13	調剤	令和6年(2024年) 8月1日
訪問看護ステーション 3rd Hand 人吉市中青井町307番地6	訪問看護	令和6年(2024年) 8月1日

熊本県告示第859号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
堤病院 訪問看護ステーション 人吉市下林町226番地	訪問看護	令和6年(2024年) 8月1日
ネクスト薬局 上天草市大矢野町中1188-1	調剤	令和6年(2024年) 8月1日
くろひじ薬局 球磨郡多良木町大字黒肥地1613番地6	調剤	令和6年(2024年) 8月1日
楓の木調剤薬局 八代市本町一丁目1番1号高橋ビル1F	調剤	令和6年(2024年) 8月1日
共生薬局 荒尾店 荒尾市万田475番地1	調剤	令和6年(2024年) 8月1日
新生堂薬局 光の森店 菊池郡菊陽町光の森三丁目12-5	調剤	令和6年(2024年) 8月1日

熊本県告示第860号
令和6年度（2024年度）熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和6年9月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和6年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,855,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ861,003,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円	千円	千円
		4,160,115	80,000	4,240,115
	1 負担金	3,462,421	80,000	3,542,421
2 国庫支出金		121,600,334	1,351,511	122,951,845
	1 国庫負担金	42,355,114	667,879	43,022,993
	2 国庫補助金	77,524,694	682,343	78,207,037
	3 国庫委託金	1,720,526	1,289	1,721,815
3 財産収入		2,021,283	12,489	2,033,772
	1 財産売払収入	1,119,242	12,489	1,131,731
4 繰入金		58,514,022	△ 44,032	58,469,990
	1 基金繰入金	58,139,087	△ 44,032	58,095,055
5 繰越金		1	925,529	925,530
	1 繰越金	1	925,529	925,530
6 諸収入		67,026,327	30,636	67,056,963
	1 雑入	8,813,592	30,636	8,844,228

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 債		千円 76,488,998	千円 2,499,000	千円 78,987,998
	1 県 債	76,488,998	2,499,000	78,987,998
歳 入 合 計		856,148,197	4,855,133	861,003,330

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		38,734,339	242,909	38,977,248
	1 総務管理費	15,814,514	5,556	15,820,070
	2 企画費	8,764,473	2,000	8,766,473
	3 徴 税 費	7,833,877	225,000	8,058,877
	4 市 町 村 振 興 費	3,177,318	10,353	3,187,671
2 民 生 費		106,614,103	431,148	107,045,251
	1 社会福祉費	60,137,421	266,560	60,403,981
	2 児童福祉費	41,018,648	164,588	41,183,236
3 衛 生 費		62,767,597	△ 821	62,766,776
	1 公衆衛生費	48,013,126	△ 20,656	47,992,470
	2 医 薬 費	1,534,282	19,835	1,554,117
4 労 働 費		4,886,516	8,552	4,895,068
	1 労 政 費	219,660	8,552	228,212
5 農 水 産 業 林 費		67,272,212	261,761	67,533,973

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	19,565,293	9,438	19,574,731
	2 農 地 費	22,611,493	85,285	22,696,778
	3 林 業 費	15,226,326	30,733	15,257,059
	4 水 産 業 費	5,989,653	136,305	6,125,958
6 商 工 費		68,546,895	12,129	68,559,024
	1 商 業 費	56,452,057	2,697	56,454,754
	2 工 鉱 業 費	9,853,143	9,405	9,862,548
	3 観 光 費	2,241,695	27	2,241,722
7 土 木 費		93,005,234	2,488,650	95,493,884
	1 土木管理費	3,061,414	71,650	3,133,064
	2 河川海岸費	29,652,381	1,561,000	31,213,381
	3 都市計画費	8,910,800	856,000	9,766,800
8 教 育 費		148,536,257	1,297	148,537,554
	1 教育総務費	37,239,231	1,297	37,240,528
9 災 害 復 旧 費		17,900,117	1,409,508	19,309,625

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	8,163,518	314,899	8,478,417
	2 土 木 災 害 復 旧 費	9,148,975	1,094,609	10,243,584
歳 出 合 計		856,148,197	4,855,133	861,003,330

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 6,776,925
	1 農 業 費	325,445
	2 農 地 費	3,432,280
	3 林 業 費	3,019,200
2 土 木 費		15,292,845
	1 土 木 管 理 費	115,000
	2 道 路 橋 り ょ う 費	7,184,269
	3 河 川 海 岸 費	2,134,000
	4 港 湾 費	1,106,300
	5 都 市 計 画 費	4,753,276
3 災 害 復 旧 費		880,000
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	880,000
合 計		22,949,770

第 3 表 債務負担行為補正		
1 追 加		
事 項	期 間	限 度 額
1 地域道路改築事業 (国道389号下田南2号橋) 天 草 市	令和 7 年度 ～令和 8 年度	千円 350,000
	年次別内訳 令和 7 年度 令和 8 年度	300,000 50,000
2 公立学校教員採用選考考查委託業務	令和 7 年度	16,514
3 県営農地等災害復旧事業	令和 7 年度 ～令和 8 年度	1,830,000
	年次別内訳 令和 7 年度 令和 8 年度	430,000 1,400,000

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和7年度	千円 967,698	(補正前に同じ)	令和7年度	千円 981,474
2 美登里地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和7年度 ～令和9年度	1,460,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和10年度	1,510,000
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	744,000		令和7年度	150,000
	令和8年度	512,000		令和8年度	450,000
3 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	令和7年度 ～令和8年度	2,400,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和9年度	2,400,000
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	1,150,000		令和7年度	650,000
	令和8年度	1,250,000		令和8年度	1,250,000
4 共和地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和7年度	423,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	537,857
				年次別内訳	
				令和7年度	200,000
				令和8年度	337,857
5 晒地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和7年度 ～令和8年度	934,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和9年度	934,000
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	340,000		令和7年度	150,000
	令和8年度	594,000		令和8年度	320,000
6 教良木地区農業生産基盤整備事業 上天草市・天草市	令和7年度 ～令和8年度	740,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和9年度	740,000
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	300,000		令和7年度	50,000
	令和8年度	440,000		令和8年度	370,000
7 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和7年度 ～令和8年度	1,200,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	1,450,000
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	800,000		令和7年度	850,000
	令和8年度	400,000		令和8年度	600,000

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
8 砂川地区農村地域防災 減災事業 宇 城 市	令和7年度 ～令和10年度	千円 3,500,000	(補 正 前 に 同 じ)	令和7年度 ～令和10年度	千円 3,500,000
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	1,020,000		令和7年度	150,000
	令和8年度	1,000,000		令和8年度	900,000
	令和9年度	880,000		令和9年度	1,200,000
	令和10年度	600,000		令和10年度	1,250,000
9 警察関係業務	令和7年度	735,355	(補 正 前 に 同 じ)	令和7年度	1,012,886
10 県有施設等管理業務	令和7年度 ～令和10年度	14,384	(補 正 前 に 同 じ)	令和7年度 ～令和10年度	16,868
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	3,596		令和7年度	4,217
	令和8年度	3,596		令和8年度	4,217
	令和9年度	3,596		令和9年度	4,217
	令和10年度	3,596		令和10年度	4,217
11 情報処理関連業務	令和7年度 ～令和9年度	3,705,395	(補 正 前 に 同 じ)	令和7年度 ～令和9年度	4,028,414
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	1,549,414		令和7年度	1,872,433
	令和8年度	1,597,807		令和8年度	1,597,807
12 事務機器等賃借	令和9年度	558,174	(補 正 前 に 同 じ)	令和9年度	558,174
	令和7年度 ～令和16年度	2,771,255		令和7年度 ～令和16年度	2,781,765
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	665,450		令和7年度	667,552
	令和8年度	539,079		令和8年度	541,181
	令和9年度	538,751		令和9年度	540,853
	令和10年度	537,246		令和10年度	539,348
	令和11年度	287,892		令和11年度	289,994
	令和12年度	185,855		令和12年度	185,855
	令和13年度	9,754		令和13年度	9,754
	令和14年度	2,891		令和14年度	2,891
	令和15年度	2,891		令和15年度	2,891
	令和16年度	1,446		令和16年度	1,446

第4表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
耕 災 害 復 旧 事 業 費 地 生 産 費 現 単 独 費 年 県 費	千円 35,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地防災国庫補助事業費	千円 253,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を含め30年以内	千円 265,000	(補 正 前 に 同 じ)		
公共土木現年発生国庫補助事業費	329,000	融機構、会社、その他	(ただし、利率見直し方式で	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、	707,000			
単県治山事業費	75,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	94,000			
単県道路整備事業費	4,906,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	る資金について、	等	5,109,000			
単県河川整備事業費	8,597,000	(その他)	利率の見直しを行った後に	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	9,603,000			
単県砂防整備事業費	2,196,000	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。	当該見直し後の利率)		2,485,000			
単県土地区画整理事業費	1,178,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			1,735,000			
計	17,534,000				19,998,000			

令和 6 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		890,000
	1 港 湾 費	890,000
合 計		890,000

令和 6 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		675,000
	1 港 湾 費	675,000
合 計		675,000

令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「373,099千円」を「374,047千円」に、「222,399千円」を「223,347千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	13,000千円	19,974千円	32,974千円
第1項 企 業 債	13,000千円	13,000千円	26,000千円
第2項 補 助 金	0千円	6,974千円	6,974千円
	支	出	
第1款 資本的支出	386,099千円	20,922千円	407,021千円
第1項 建設改良費	24,993千円	20,922千円	45,915千円

（積立金の目的外使用）

第3条 予算第5条に定めた積立金の目的外使用額「222,399千円」を「223,347千円」に改める。

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「13,000千円」を「26,000千円」に改める。

令和 6 年度熊本県一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 527,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 856,675,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		1	27,578	27,579
	1 繰 越 金	1	27,578	27,579
2 県 債		76,488,998	500,000	76,988,998
	1 県 債	76,488,998	500,000	76,988,998
歳 入 合 計		856,148,197	527,578	856,675,775

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 林 費		千円	千円	千円
		67,272,212	113,578	67,385,790
	1 林 業 費	15,226,326	113,578	15,339,904
2 土 木 費		93,005,234	214,000	93,219,234
	1 河 川 海 岸 費	29,652,381	214,000	29,866,381
3 災 害 復 旧 費		17,900,117	200,000	18,100,117
	1 土 木 災 害 復 旧 費	9,148,975	200,000	9,348,975
歳 出 合 計		856,148,197	527,578	856,675,775

第2表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
単 県 砂 防 整 備 事 業 費 治 山 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	千円	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円	(補 正 前 に 同 じ)		
	2,196,000	財務省、地	以 内	含め30年以内	2,402,000			
	23,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	136,000			
		融機構、会社、	利率見直	均等償還又は				
	281,000	その他	し方式で	元金均等償還、	462,000			
	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還					
	証書借入又	る資金に	等					
	は証券発行(他	ついて、	ただし、県					
	の地方公共団	利率の見	財政の都合に					
	体との共同発	直しを行	より、繰上償					
	行を含む。)	った後に	還をなし、又					
	(その他)	おいては、	は借換えをす					
	工事その他	当該見直	ることができ					
	の都合により、	し後の利	る。					
	一部又は全部	率)						
	を翌年度以降							
	に繰り下げて							
	借り入れるこ							
	とができる。							
	発行価格が							
	額面金額を下							
	回るときは、							
	その発行差額							
	をうめるため							
	必要な金額を							
	加算した額を							
	限度額とする							
	ことができる。							
計	2,500,000				3,000,000			

熊本県告示第861号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

（訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人ペートル会 理事長 緒方 創造 球磨郡相良村大字川辺1778番地	ヘルパーステーションかわべ 球磨郡相良村大字川辺1778番地	令和6年（2024年）1月1日

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
鍼田 和久 宇城市小川町西北小川116	小川中央クリニック デイケアセンター 宇城市小川町江頭393-1	令和6年（2024年）4月1日
社会医療法人 芳和会 理事長 積 豪英 熊本市中央区神水一丁目14-41	天草ふれあいクリニック 天草市丸尾町16番34号	令和6年（2024年）6月1日

（介護予防訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
鍼田 和久 宇城市小川町西北小川116	小川中央クリニック デイケアセンター 宇城市小川町江頭393-1	令和6年（2024年）4月1日
社会医療法人 芳和会 理事長 積 豪英 熊本市中央区神水一丁目14-41	天草ふれあいクリニック 天草市丸尾町16番34号	令和6年（2024年）6月1日

（訪問リハビリテーション）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
鍼田 和久 宇城市小川町西北小川116	小川中央クリニック デイケアセンター 宇城市小川町江頭393-1	令和6年（2024年）4月1日
医療法人杏林会 理事長 鴻江 勇和 荒尾市増永2620	新生翠病院訪問リハビリテーション事業所 荒尾市増永2620	令和6年（2024年）7月5日

（介護予防訪問リハビリテーション）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
鍼田 和久 宇城市小川町西北小川116	小川中央クリニック デイケアセンター 宇城市小川町江頭393-1	令和6年（2024年）4月1日
医療法人杏林会 理事長 鴻江 勇和 荒尾市増永2620	新生翠病院訪問リハビリテーション事業所 荒尾市増永2620	令和6年（2024年）7月5日

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
鍛田 和久 宇城市小川町西北小川116	小川中央クリニック デイケアセンター 宇城市小川町江頭393-1	令和6年(2024年)4月1日
社会医療法人 芳和会 理事長 積 豪英 熊本市中央区神水一丁目14-41	天草ふれあいクリニック 天草市丸尾町16番34号	令和6年(2024年)6月1日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
鍛田 和久 宇城市小川町西北小川116	小川中央クリニック デイケアセンター 宇城市小川町江頭393-1	令和6年(2024年)4月1日
社会医療法人 芳和会 理事長 積 豪英 熊本市中央区神水一丁目14-41	天草ふれあいクリニック 天草市丸尾町16番34号	令和6年(2024年)6月1日

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
鍛田 和久 宇城市小川町西北小川116	小川中央クリニック デイケアセンター 宇城市小川町江頭393-1	令和6年(2024年)4月1日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
鍛田 和久 宇城市小川町西北小川116	小川中央クリニック デイケアセンター 宇城市小川町江頭393-1	令和6年(2024年)4月1日
医療法人社団聖和会 理事長 木通 隆士 玉名郡長洲町大字宮野2775	コスモス通所リハビリテーション 玉名郡長洲町大字宮野2775	令和6年(2024年)6月30日

(地域密着型通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
NPO法人はなみずきの会 菊池郡大津町大字室148-1	デイサービス 大津なごみ 菊池郡大津町大字室148-1	令和6年(2024年)7月1日

熊本県告示第862号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)10月18日

熊本県知事 木 村 敬

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人ペートル会 理事長 緒方 創造 球磨郡相良村大字川辺1778番地	社会福祉法人ペートル会 指定居宅サービス事業所 球磨郡相良村大字川辺1771番地	令和5年(2023年)12月31日

(福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ディ.エス.大進工業株式会社 代表取締役 後藤 一利 熊本市中央区壺川一丁目9番49号	ディ.エス.大進工業株式会社 合志市幾久富1622-136	令和6年(2024年)3月31日

(特定福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ディ.エス.大進工業株式会社 代表取締役 後藤 一利 熊本市中央区壺川一丁目9番49号	ディ.エス.大進工業株式会社 合志市幾久富1622-136	令和6年(2024年)3月31日

(介護予防福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ディ.エス.大進工業株式会社 代表取締役 後藤 一利 熊本市中央区壺川一丁目9番49号	ディ.エス.大進工業株式会社 合志市幾久富1622-136	令和6年(2024年)3月31日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ディ.エス.大進工業株式会社 代表取締役 後藤 一利 熊本市中央区壺川一丁目9番49号	ディ.エス.大進工業株式会社 合志市幾久富1622-136	令和6年(2024年)3月31日

(介護予防通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
NPO法人はなみずきの会 菊池郡大津町大字室148-1	デイサービス 菊陽なごみ 菊池郡菊陽町原水383番地	平成30年(2018年)3月31日

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
NPO法人はなみずきの会 菊池郡大津町大字室148-1	デイサービス 菊陽なごみ 菊池郡菊陽町原水383番地	令和6年(2024年)6月30日

熊本県告示第863号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)10月18日

熊本県知事 木 村 敬

(定期巡回随時対応型訪問介護看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会 宇土市本町六丁目7番地	金森会24時間ケアサービス 宇土市築籠町139番地4	事業所名称 24時間ケアステーションあさひコート	金森会24時間ケアサービス	令和6年(2024年)6月1日

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人社団 金森会 宇土市本町六丁目7番地	金森会ケアプランセンター 宇土市築籠町139番地4	事業所名称・所在地 在宅ケアセンター あさひコート 宇土市本町六丁目7番地	金森会ケアプランセンター 宇土市築籠町139番地4	令和6年(2024年)6月1日

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
輪光株式会社 八代市鏡町内田722番地3	ヘルパーステーションみどり 八代市鏡町内田510番地1	事業所名称・所在地 訪問介護みどり 八代市鏡町内田492番地1	ヘルパーステーションみどり 八代市鏡町内田510番地1	令和6年(2024年)2月1日

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
輪光株式会社 八代市鏡町内田722番地3	デイサービスみどり 八代市鏡町内田510番地1	事業所名称・所在地 通所介護みどり 八代市鏡町内田492番地1	デイサービスみどり 八代市鏡町内田510番地1	令和6年(2024年)2月1日

(認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
NPO法人 陽会 八代市大福寺町313番地1(1)	グループホームうやなぎの杜 八代市大福寺町313番地1(1)	開設者・事業所名称・所在地 NPO法人八竜会グループホームまどか 八代市坂本町西部い2877-1	NPO法人陽会グループホームうやなぎの杜 八代市大福寺町313番地1(1)	令和5年(2023年)9月11日
NPO法人 陽会 八代市大福寺町313番地1(1)	グループホームだいいふくの杜 八代市大福寺町313番地1(2)	NPO法人八竜会グループホームまどかII	NPO法人陽会グループホームだいいふくの	令和5年(2023年)10月17日

		八代市坂本町 西部い292 0-1	杜 八代市大福寺 町313番地 1(2)	
--	--	-------------------------	-------------------------------	--

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
NPO法人 陽会 八代市大福寺町313番地1(1)	グループホームうやなぎの杜 八代市大福寺町313番地1(1)	開設者・事業所名称・所在地 NPO法人八竜会グループホームまどか 八代市坂本町西部い2877-1	NPO法人陽会グループホームうやなぎの杜 八代市大福寺町313番地1(1)	令和5年(2023年)9月11日
NPO法人 陽会 八代市大福寺町313番地1(1)	グループホームだいいふくの杜 八代市大福寺町313番地1(2)	NPO法人八竜会グループホームまどかⅡ 八代市坂本町西部い2920-1	NPO法人陽会グループホームだいいふくの杜 八代市大福寺町313番地1(2)	令和5年(2023年)10月17日

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
セントケア九州株式会社 熊本市南区十禅寺一丁目3番1号	セントケア訪問看護ステーション八代 八代市鏡町下有佐189-1	事業所所在地 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	八代市鏡町下有佐189-1	令和5年(2023年)10月1日

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
セントケア九州株式会社 熊本市南区十禅寺一丁目3番1号	セントケア訪問看護ステーション八代 八代市鏡町下有佐189-1	事業所所在地 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	八代市鏡町下有佐189-1	令和5年(2023年)10月1日

公 告

熊本県公告第649号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（益城インター北産業団地地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第650号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画地区計画（下六嘉牧地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第651号
球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。
令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬		
役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	本 田 茂	球磨郡多良木町大字多良木3278番地
理事	矢 野 幸彦	球磨郡あさぎり町免田東3791番地
就任		
理事	久 保 田 健吾	球磨郡多良木町大字多良木4013番地
理事	豊 永 喜一	球磨郡あさぎり町免田東3749番地

熊本県公告第652号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）10月18日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番90及び同4652番116の一部
200.24平方メートル

2

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都港区白金一丁目2番1-E3314号
陳 振興

熊本県公告第653号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）10月18日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番116の一部及び同4616番の一部
200.27平方メートル

2

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都港区白金一丁目2番1-E3314号
陳 傑生

熊本県公告第654号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）10月18日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下前通5543番3及び同5542番3
330.58平方メートル

2

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町杉並台二丁目9番17-102号コンドミニアム大A
浦上 正義
浦上 彩日

熊本県公告第655号
宇城市に事務所を置く松橋町外一ヶ町土地改良区理事長本崎弘から令和6年（2024年）10月2日付けで申請のあった定款の変更については、令和6年（2024年10月

10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小池ノ上2000番2771、同2000番2772、同2000番2773、同字三町五反2000番2774、同2000番2776及び同2000番2777
4,992.21平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区津浦町32番2号
銀杏開発株式会社

熊本県公告第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市本井手字向栗ヶ浦1480番35、同1480番36、同1480番37、同1508番5、同字下長谷1605番19、同1605番20、同1605番21、同1605番23、同1605番24、同1605番25、同1605番26、同1610番3、同1611番9、同字大谷1584番4、同1584番30、同1584番35
8,591.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市万田1597番地2
株式会社アーバンライク

熊本県公告第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3050番4及び同3051番1
2,787.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号
株式会社グッドライフカンパニー

登載依頼

熊本県警察本部告示第15号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県警察本部長 宮 内 彰 久

- 1 競争入札に付する事項
運転免許用マイナンバーカードA P搭載端末等の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和6年(2024年)11月5日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県警察本部公告第120号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)10月18日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

運転免許用マイナンバーカードAP搭載端末等の賃貸借

(2) 借入物品及び数量

運転免許用マイナンバーカードAP搭載端末等 1式(保守込み)

詳細は、別紙「運転免許用マイナンバーカードAP搭載端末等の賃貸借に係る要求仕様書(以下「要求仕様書」という。)」のとおり。

(3) 借入物品に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部交通部運転免許課免許第二係

(熊本県運転免許センター2階)

郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地

(4) 借入物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(5) 借入物品の規格、品質等

要求仕様書による。

(6) 契約期間

契約締結の日から令和11年(2029年)12月31日(月)まで

(7) 借入期間

令和7年(2025年)3月1日(土)から令和11年(2029年)12月31日(月)まで

(8) 納入期限

令和7年(2025年)2月28日(金)まで

(9) 納入場所

要求仕様書のとおり

(10) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (11) 入札金額
入札金額は、本契約業務に要する費用の総額（導入一時経費と賃借料（保守込み））とする。見積に当たっては、58月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (13) 契約金額の割合
ア 導入一時経費 100分の16
イ 賃借料（保守込み） 100分の84
- (14) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定される者であること。
成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定される者であること。
な者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）11月5日（火）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 要求仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和6年（2024年）11月5日（火）午後5時までに1(3)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等が、暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の他の者をいう。
※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 機能等証明書技術審査結果通知書

イ 競争入札参加資格確認申請書

ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年(2024年)11月21日(木)午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)11月21日(木)午後5時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)12月5日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)12月4日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(7) 日時 令和6年(2024年)12月5日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(7)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)12月4日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県警察本部交通部運転免許課免許第二係
 （熊本県運転免許センター2階）
 郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
 電話番号 096-233-0110
 ファックス番号 096-233-2227
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター

- 電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name of Items Leased and Quantity :
Driver's License devices powered by Individual Number Card application lset
- (2) Date and Place for tender :
Date : December 5th, 2024, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Drivers License division
Kumamoto Driver's License Center
2655, Karakawa, Kikuyo-machi, Kikuchi-gun, Kumamoto Prefecture
869-1107, Japan
Phone: 096-233-0110
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会公告第1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会 部会長 倉田 賀世

- 1 開催日時
令和6年（2024年）10月28日（月） 午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題等（予定）
- (1) 議題
ア 第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の取組実績について
イ 第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の取組状況について
- (2) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
- (1) 会議の傍聴の受付は、午後1時から午後1時30分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課企画班）（電話：096-333-2215）

熊本県行政文書等管理委員会公告第3号

令和6年度（2024年度）第3回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

令和6年（2024年）10月18日

熊本県行政文書等管理委員会会長 澤 田 道 夫

- 1 開催日時
令和6年（2024年）10月30日（水）
午前10時から（1時間30分程度）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
- (1) 知事部局・各種委員会等における行政文書の廃棄に関する意見聴取について
- (2) 県警察本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取について

- (3) 公安委員会における行政文書の廃棄に関する意見聴取について
- (4) 熊本県議会事務局行政文書管理規程の一部改正に関する諮問について
- (5) 熊本県病院局行政文書管理規程の一部改正に関する諮問について
- 4 報告事項
 - (1) 熊本県行政文書管理規程の一部改正に関する報告について
 - (2) 熊本県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正に関する報告について
- 5 傍聴者の定員
5人
- 6 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）